

移動等円滑化取組計画書

2024年6月30日

住 所 福岡県中間市鍋山町1番6号

事業者名 筑豊電気鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 牟田口 英貴

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 バリアフリー法に基づく駅の転落防止措置に向けて、計2駅で内方線付き点状ブロックを敷設する。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 全乗務員が乗降介助、誘導案内等の乗降補助サービスの提供ができるよう教育訓練を継続的に実施するとともに、乗り方教室や駅での広告等により取組の周知を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
森下駅 東中間駅	内方線付き点状ブロックを敷設する。(2023年～2024年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子スロープを使用した役務の教育訓練	駅ホームにおいて、車椅子のお客様のお手伝いができるよう、乗務員に対して車椅子スロープを使用した役務の提供の教育訓練を行う。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	全駅において、乗務員が中心となって乗降介助、誘導案内等の乗降補助サービスを提供する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
電車の乗り方教室での情報提供	北九州市と共同で定期的を開催する高齢者等を対象とした乗り方教室において、当社の旅客施設・車両のバリアフリー情報や乗降介助、誘導案内等の乗降補助サービスについての取組を情報提供する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者が参画する研修の実施 乗務員への教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害をお持ちの方による共生社会の実現の意義等を題材とした対話を全乗務員に受講させる。(2023年度～2024 年度) ・ 全駅で乗降補助サービスに対応できるよう、乗務員に対する定期訓練において乗降介助、旅客施設における誘導等の教育訓練を行う。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンの取組み ・ 実車両による機器等の配置確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「声かけ・サポート運動」のポスターを掲示し、社員からの積極的なお声かけに加え、周囲のお客さまからもお声かけにご協力を呼びかける。 ・ 障害をお持ちの方を車庫内へ招き、実車両を用いて機器の配置等を実際に触って確認して頂く。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ 障害者団体との間で鉄道の利用に関する意見交換を年に1回開催し、移動等円滑化の推進に向けた課題を把握し、今後の取組の改善に繋げる。

・ キャンペーン期間経過後も駅構内での「声かけ・サポート運動」のポスター掲示を継続し、社員からの積極的なお声かけに加え周囲のお客様からお声かけにご協力を呼びかける。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

当社ホームページにて公表

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和5年度）

住 所 福岡県中間市鍋山町1番6号

事業者名 筑豊電気鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 牟田口英貴

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
森下駅 東中間駅	内方線付き点状ブロックを敷設する。(2023年～2024年度)	実績なし。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子スロープを使用した役務の教育訓練	駅ホームにおいて、車椅子のお客様のお手伝いができるよう、乗務員に対して車椅子スロープを使用した役務の提供の教育訓練を行う。	新入社員初任教育において実施。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	・全駅において、乗務員が中心となって乗降介助、誘導案内等の乗降補助サービスを提供する。	全駅で実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
電車の乗り方教室での情報提供	・北九州市と共同で定期的を開催する高齢者を対象とした乗り方教室において、当社の旅客施設・車両のバリアフリー情報や乗降介助、誘導案内等の乗降補助サービスについての取組みを情報提供する。	北九州市主催の乗り方教室が実施されず実績なし。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者が参画する研修の実施 乗務員への教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害をお持ちの方による共生社会の実現の意義等を題材とした対話を全乗務員に受講させる。(2023年度～2024年度) ・ 全駅で乗降補助サービスに対応できるよう、乗務員に対する定期訓練において乗降介助、旅客施設における誘導等の教育訓練を行う。 	2024年3月に一部乗務員に対し実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンの取組み	「声かけ・サポート運動」のポスターを掲示し、社員からの積極的なお声かけに加え、周囲のお客さまからもお声かけにご協力を呼びかける。	全駅で実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者団体との間で鉄道の利用に関する意見交換を2024年3月に開催し、移動等円滑化の推進に向けた課題を抽出。今後の取組の改善に繋げることができ、有意義な意見交換会となった。 ・ 駅構内での「声かけ・サポート運動」のポスター掲示し意見交換で学んだ声かけ方法やサポート方法を活用し、社員からの積極的なお声かけができ、周囲のお客さまからもお声かけにご協力を呼びかけることができた。

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページ

(4) その他

--

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和5年度）

住 所 福岡県中間市鍋山町1番6号

事業者名 筑豊電気鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 牟田口英貴

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和5年度）

住 所 福岡県中間市鍋山町1番6号

事業者名 筑豊電気鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 牟田口英貴

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
普通鉄道旅客車 直流電流 (DC:600V接続車)	特にございません	特にございません

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子スロープを使用した役務の教育訓練	駅ホームにおいて、車椅子のお客様のお手伝いができるよう、乗務員に対して車椅子スロープを使用した役務の提供の教育訓練を行う。	新入社員初任教育において実施。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	・全駅において、乗務員が中心となって乗降介助、誘導案内等の乗降補助サービスを提供する。	全駅で実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
電車の乗り方教室での情報提供	・北九州市と共同で定期的を開催する高齢者を対象とした乗り方教室において、当社の旅客施設・車両のバリアフリー情報や乗降介助、誘導案内等の乗降補助サービスについての取組みを情報提供する。	北九州市主催の乗り方教室が実施されず実績なし。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者が参画する研修の実施 乗務員への教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害をお持ちの方による共生社会の実現等の意義についての対話を全乗務員に受講させる。(2023年度～2024年度) ・ 全駅で乗降補助サービスに対応できるよう、乗務員に対する定期訓練において、乗降介助、旅客施設における誘導等の教育訓練を行う。 	2024年3月に一部乗務員に対し実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンの取組み	「声かけ・サポート運動」のポスターを掲示し、社員からの積極的なお声かけに加え、周囲のお客さまからもお声かけにご協力を呼びかける。	全駅で実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者団体との間で鉄道の利用に関する意見交換を2024年3月に開催し、移動等円滑化の推進に向けた課題を抽出。今後の取組の改善に繋げることができ、有意義な意見交換会となった。 ・ 駅構内での「声かけ・サポート運動」のポスター掲示し意見交換で学んだ声かけ方法やサポート方法を活用し、社員からの積極的なお声かけができ、周囲のお客さまからもお声かけにご協力をお願いすることができた。

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページ

(4) その他

--

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	13 編成 22 (両)	0 編成 0 (両)	8 編成	0 編成	- 編成	0 編成	4 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	13 編成 22 (両)	0 編成 0 (両)	8 編成	0 編成	0 編成	0 編成	4 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	○